

第 6 回 憲法人権論の基礎 1 ——憲法の私人間効力

今回から第 13 回までは憲法の人権論を扱います。今回は、人権総論として、憲法の私人間効力について検討します。

1. 憲法の私人間効力

- ・ 憲法は、本来、国家権力と私人との関係を規制することによって国民の権利・自由を保護するための法規範であり、私人と私人との関係を規制する規範ではない。
- ・ しかしながら、今日、社会状況が変化し、従来のように人権保障の名宛人として国家のみを想定していたのでは不十分であり、私人相互の関係においても、憲法の人権規定を適用させるべきではないかということが議論されるに至った。
- ・ 憲法の人権規定を私人相互間に適用させる方法としては、(1) 私人相互間での適用が明文で規定されているものを除き適用させるべきでないという見解、(2) 全面的に直接適用させるべきだという見解、(3) 民法 90 条などの私法の一般条項を通じて、間接的に適用させるべきだという見解などが主張されている。しかし、(2) によれば、私人間の法律関係は私人間の自由な合意や契約で定めるという私的自治の原則を否定してしまうことになるので、判例は (3) の立場を採っている（三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁））。

講義の復習を兼ねて、教科書の第 1 章（16-25 頁）をよく読んでおいてください。また、人権総論としては、今回扱った憲法の私人間効力のほかに、人権の享有主体性の問題と、国家と特別な関係にある私人の人権保障の問題も重要です。人権総論として、教科書の「人権の享有主体性」（26-27 頁）と第 2 章（28-36 頁）も併せて読んでおきましょう。

○ 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁）

- 1 「(一) しかしながら、憲法の右各規定は、同法第三章のその他の自由権的基本権の保障規定と同じく、
国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、もつば
ら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定
5 するものではない。このことは、基本的人権なる観念の成立および発展の歴史的沿革に徴し、かつ、憲
法における基本権規定の形式、内容にかんがみても明らかである。のみならず、これらの規定の定める
個人の自由や平等は、国や公共団体の統治行動に対する関係においてこそ、侵されることのない権利と
して保障されるべき性質のものであるけれども、私人間の関係においては、各人の有する自由と平等の
10 権利自体が具体的場合に相互に矛盾、対立する可能性があり、このような場合におけるその対立の調整
は、近代自由社会においては、原則として私的自治に委ねられ、ただ、一方の他方に対する侵害の態様、
程度が社会的に許容しうる一定の限界を超える場合にのみ、法がこれに介入しその間の調整をはかると
いう建前がとられているのであつて、この点において国または公共団体と個人との関係の場合とはおの
ずから別個の観点からの考慮を必要とし、後者についての憲法上の基本権保障規定をそのまま私人相互
間の関係についても適用ないしは類推適用すべきものとするのは、決して当をえた解釈ということとは
できないのである。
- 15 (二) もつとも、私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事
実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり、このような場合に私的自治の名の下に優位者
の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれ
があることは否み難いが、そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推
20 適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することはできない。何となれば、右のような事実上
の支配関係なるものは、その支配力の態様、程度、規模等においてさまざまであり、どのような場合に
これを国または公共団体の支配と同視すべきかの判定が困難であるばかりでなく、一方が権力の法的独
占の上に立つて行なわれるものであるのに対し、他方はこのような裏付けないしは基礎を欠く単なる社
会的事実としての力の優劣の関係にすぎず、その間に画然たる性質上の区別が存するからである。すな
わち、私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれが
25 あり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によつてその
是正を図ることが可能であるし、また、場合によつては、私的自治に対する一般的制限規定である民法
一条、九〇条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、一面で私的自治の原則を尊重しなが
ら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切
な調整を図る方途も存するのである。そしてこの場合、個人の基本的な自由や平等を極めて重要な法益
30 として尊重すべきことは当然であるが、これを絶対視することも許されず、統治行動の場合と同一の基
準や観念によつてこれを律することができないことは、論をまたないところである。」

次回は、日本国憲法 13 条が規定する幸福追求権について考えます。この条文は何を保障した規定なのでしょう。

日本国憲法第 3 章の規定を見てみましょう。そこに挙げられているものは人権ですが、そこに挙げられていないものは、憲法上、人権として保障されないのでしょうか。憲法の条文に規定されていなくとも守るべき「新しい人権」の意義などについて、考えてみましょう。